

# 日本司法支援センター平成27年度業務実績評価の概要

## 1 評価の方針

平成26年度からの第3期中期目標期間は、第2期中期目標期間に推進したサービスの質の向上、効率的かつ円滑な業務運営を維持しつつ、各種業務について更なる円滑な遂行及び不断の改善を図るとともに、高齢者・障害者等に対する援助の充実を推進することに重点が置かれている。平成27年度の業務実績については、第3期中期目標期間の折り返し点を迎えるに当たり、これまでの課題や成果を踏まえ、各種取組が適正に実行されているかという観点から評価を行った。

## 2 評価の概要

平成27年度業務実績を総括的にみると、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

評価されるべき取組の例としては、①立替金の償還につき、民事法律扶助の対象者が資力の乏しい者に限られ、そうした者からの償還であるという困難性が内在するも、滞納者の特性や滞納の態様に応じたきめ細やかな督促を行うなどして、26年度を上回る84.6%という高い償還率を実現したこと、②一般管理費及び事業費の削減が目標を大きく上回る水準で達成され、管理部門のスリム化についても取組がなされていること等が挙げられる。

一方、改善されないままになっている課題の例としては、常勤弁護士が未配置の地域が複数存在し、業務遂行のために必要な常勤弁護士の数の検証、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財産的な効果の把握も未了であること等が挙げられる。

また、新たな課題の例としては、情報提供業務の効率化について、コールセンターにおける1コール当たりの運営経費が平成26年度の水準を維持できなかったこと等が挙げられる。

支援センターが、これらの課題について問題意識を有し、解消に向けた工夫を行っていることは理解しているが、当評価委員会としては、支援センターにおいて更なる取組強化がなされることを期待を込めて引き続き注視していきたい。

## 3 今後の業務運営に向けた期待

平成27年度は、福祉機関との連携等のアウトリーチ的手法を活用した高齢者・障害者に対する援助の取組である司法ソーシャルワークについて、事業計画に基づく各種取組を実施する初年度としては所期の目標を十分に達成したと評価するが、司法ソーシャルワークは、常勤弁護士がその機動性や日頃の福祉機関等との連携等を生かして始めた取組であり、今後も、常勤弁護士が率先して推進していくことを期待する。

また、法教育の今後の展開については、幅広い工夫と支援センターが行うべき法教育の在り方についての検討を期待するとともに、認知度に関し、名称認知度が低下した平成27年度の認知度調査の結果を踏まえた広報戦略にも、期待する。